

精神疾患（個別課題）

現状（これまでの取組を含む）

課題・今後の取組

うつ病

- 専門技術を広く普及するため、都立（総合）精神保健福祉センターにおける認知行動療法に関する専門職研修を実施
- 「うつ病リターンワークコース」及び「うつ病ワークトレーニングコース」等、デイケアプログラムによる、復職等への支援を実施

平成26年に医療機関を受療しているうつ病・躁うつ病患者数（都民）は13.2万人であり、平成23年の8.5万人から増加している。

- 専門職向け研修を引き続き実施するとともに、病状等に応じた再発予防や心理教育など、より効果的なプログラムの検討・導入
- 地域の就労支援機関やハローワークとの連携など就労支援や就労定着支援を強化

依存症

- 都立（総合）精神保健福祉センターによる専門相談、本人向けグループワーク、家族教育プログラムの実施
- 都保健所による予防のための普及啓発活動や、当事者・家族への支援を実施

「アルコール健康障害対策基本法」に基づき、依存症者に対する適切な医療を提供できる専門医療機関を定める必要がある。また、「再犯防止推進法」では、保健医療サービス等の関係機関の体制整備が明記され違法薬物の依存症事案も対象となったほか、IR推進法に対する付帯決議では、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化が求められている。

- センター・保健所による相談・支援、普及啓発活動を引き続き実施
- 地域における医療提供体制の整備に向け、依存症専門医療機関の選定を検討
- 関係者会議等を設置するなど、総合的かつ計画的な対策を推進

小児精神科医療

- 都立小児総合医療センターによる「こころ」と「からだ」を密接に関連付けた総合的な医療提供
- 都内医療機関への医学的支援や福祉保健関係機関への相談対応、関係者への研修、都民向けシンポジウムなどの普及啓発

医療機関をはじめとする関係機関が、心に問題を抱える子供や発達障害児等に適切な対応を行えるように、その特性に関する正しい理解の促進が必要

- 都立小児総合医療センターを拠点とし、総合的な高度医療を提供するとともに、地域関係機関が子供の心の診察や日常生活の中で、疾病や障害特性に応じた適切な対応が行えるよう、関係機関連絡会や各種研修等を実施

発達障害児（者）

- 東京都発達障害者支援センターによる専門相談や就労支援などを実施するとともに、地域関係機関等を支援
- 区市町村が行う発達障害児の早期発見や成人期支援の体制構築を促進するとともに、区市町村や医療機関向けに研修を実施し、人材を育成

保育・教育・福祉各分野の連携体制の構築が進み始めている一方、発達障害児（者）を抱える家族に対する支援の取組は進んでいない。また、成人期における支援は、就労支援中心となっており、今後、医療機関とも連携しながら生活支援と就労支援とを合わせた支援が必要

- 東京都発達障害者支援センターによる相談支援や、区市町村や医療機関向け研修を引き続き実施するとともに、地域における家族支援体制を整備
- 成人期支援の充実に向け、医療機関と生活支援・就労支援機関等との連携体制の構築を検討

精神疾患（個別課題）

現状(これまでの取組を含む)

高次脳機能障害

- 東京都心身障害者福祉センターによる専門的相談支援や研修等を実施
- 区市町村における高次脳機能障害者への支援体制構築を支援するとともに、二次保健医療圏における高次脳機能障害のリハビリの中核を担う医療機関を拠点病院に指定し、圏域内の区市町村や支援機関に対し技術的支援を実施

災害精神医療

- 東京都災害時こころのケア体制(東京DPAT)の整備事業において、発災直後から活動するための体制整備等について検討・実施
- 関係機関等への普及啓発研修の実施

多様な精神疾患

- 精神科医療地域連携事業により、より早期に専門医療につなげるための取組を推進(日常診療体制の構築)
- 急激な病状悪化時に対応できる救急医療体制・身体合併症への精神科救急医療提供体制を確保(精神科救急医療提供体制の安定的な確保)
- 精神科病院に長期入院中の患者について、地域移行体制整備支援事業により、地域移行・地域定着の取組を推進するとともに、未治療・医療中断者等に対して、アウトリーチ支援事業による支援を実施(地域生活支援の取組を推進)

課題・今後の取組

急性期・回復期・維持期における医療機関への更なる理解促進・連携強化が必要
また、地域の社会資源の更なる掘り起し、限られた社会資源をより有効活用できる体制が必要

- 東京都心身障害者福祉センターによる相談支援などや、区市町村の支援体制構築に対する支援を引き続き実施
- 拠点病院を活用した急性期・回復期・維持期における医療機関への理解促進・連携強化、圏域内の区市町村との連携による地域社会資源の更なる掘り起しや社会資源をより有効活用する圏域を超えた連携体制を検討

都内発災時(発災直後から中長期)における、災害時こころのケア体制(東京DPAT)の体制整備や関係団体等との連携体制の構築が必要

- 東京都こころのケア体制(東京DPAT)の体制整備を推進
- 日本DMATをはじめ、医療救護班や保健活動班等との発災時の連携方法について検討

都における統合失調症患者は、平成23年の約6万1千人から平成26年には約9万9千人まで増加しているが、PTSDや摂食障害、てんかんなどを含め、多様な精神疾患ごとの医療提供体制の現状把握は十分とはいえない。

- 多様な精神疾患ごとに、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療機関の役割分担・連携を推進するとともに、患者本位の医療の実現に向け、関係団体等とも協議をした上で、各医療機関の医療機能の明確化について検討